はかける遠隔が

à.....



千葉商科大学商経学部 准教授 齋藤 SAITO Kaori

東洋大学大学院経済学研究科博士後期課程修了、博士(経済学)。『ドイツに おける介護システムの研究』五絃舎にて、第21回(2012年度)国際公共経 済学会賞受賞。2011年より千葉商科大学商経学部専任講師。2014年より 准教授。

はじめに

高齢者の介護に関しては、社会的にも介護の各現場 においても多様な課題が累積している。高齢者介護に 関する問題は、要支援者、要介護者そして認知症患者 の増加、介護職の人材不足、介護職の低賃金、介護現 場の事務作業などの非効率性、介護費用の財源問題な ど多岐に渡る。これらの問題に対する解決策の1つと して、遠隔介護の活用が考えられる。

本稿では、フィンランド共和国の首都ヘルシンキ市 が運営するサービスセンターにおける遠隔介護の現 状について紹介する。ヘルシンキ市は人口64万8,000 人、総人口に占める65歳以上の人の割合である高齢 化率は16.0% (2019年) である。同市は、テクノロジー を使って、高齢者が直面する様々な問題を解決しよう と模索しながら、遠隔介護において世界最先端の取り 組みを行っている。

筆者は、2019年11月初旬にヘルシンキ市サービス センターを視察した。視察の際には、ヘルシンキ市開 発課特別企画担当者マルキタ・カービネン氏らが対応 してくださった。

ヘルシンキ市における高齢者が自宅で快適に安全に 暮らせるようにテクノロジーを活用して手助けをする 遠隔介護の導入状況、自治体による介護職の人材不足 への対応策および在宅介護における介護費用のコスト 削減などの成果は、今後の日本における介護分野の革 新に大いに参考となるであろう。ヘルシンキ市は遠 隔介護の導入により、利用者により良い介護サービ スを提供することができるようになったことに加え、 2019年には990万ユーロ(約12億円)のコスト削減 に成功している。

さらに、コロナ禍では、人と接しない遠隔介護は有 用である。ヘルシンキ市サービスセンターの遠隔介護 の各プロジェクトへの申し込みは、新型コロナウイル ス感染症の流行により増加している。

1. フィンランドの高齢者介護政 策と自治体の役割の概要

-ヘルシンキ市における先進的な遠 隔介護導入を可能にした背景―

フィンランドは最も地方分権の進んだ国であるとい われている。地方行政制度は、国と基礎自治体(kunta) で成り立っている。地方自治体法第1条には「地方自 治体は、住民の福祉の向上と地域の継続的な発展に努 めなければならない」とある。中央政府は法律や補助 金面による支援の責任を持ち、自治体は保健福祉サー ビス提供の責任を担っている。「社会福祉法」は高齢者 福祉のための指針を示しているが、具体的なサービス 提供の方法や整備の実際についての裁量は自治体に委 ねられている。(石井、2019) 高齢者福祉政策の財源は、 主に地方税と国からの補助金そして利用者の自己負担 である。高齢者福祉に係る総費用の約1割が利用者負 担によるものである。



自治体は、高齢者介護については、できるだけ自宅 で暮らすということを目指し、ホームヘルプサービス、 訪問介護、デイケアそして配食などの補助サービスを 提供している。サービスの提供の方法 (バウチャーの 提供も含む)は、自治体が自由に決定することができ る。(山田、2010)

フィンランドの高齢者福祉政策においては、1982 年の国連の高齢者世界会議、1984年のVALTAVA 改革、1993年の税制改革が重要である。1982年の高 齢者世界会議による国連の勧告に基づき、高齢者がで きる限り自立して暮らしていける社会とサービスの構 築と質の高いサービスを提供することにより、豊かな 高齢期の生活が送れるようにすることが目指された。 VALTAVA 改革では、国と自治体間の社会サービス 提供における役割分担の再構成、施設ケアから脱施設 ケアへの移行促進が図られ、北欧型の福祉国家として の基盤を確立する改革が行われた。1993年の税制改 革では、地方自治体にサービス供給の権限と税源を大 幅に移譲し、自治体の自由な裁量で補助金の使用用途 が決められるように包括補助金制度が導入された。同 改革により、地方分権が促進され、高齢者福祉の在り 方が施設介護から在宅介護、高齢者住宅へと転換した。 (石井、2019)

北欧諸国の地方自治の特徴は、基礎自治体による 広汎な予算執行権を有するフリーコミューンにある。 フィンランドは1989年からフリーコミューンを導入 している。フィンランドは、社会実験で得られた知見 に基づいて実施される政策イノベーションが多いとい われている。(萩野、2019) ヘルシンキ市で実施され ている遠隔介護の導入もその一例であるといえよう。 なお、社会実験に基づく政策イノベーションにより、 自治体行政遂行能力を高める分権が推進されることに なった。自治体では、職員能力を活用するために幹部 職員権限が積極的に現場職員へと分権化され、現場 裁量権が拡充された。(萩野、2019) ヘルシンキ市で の遠隔介護の成果は、この現場裁量権が大きいという フィンランドの自治体における行政システムの在り方 がもたらした成果であるともいえるであろう。

また、フィンランドでは従来から選挙等で自治体に 地域住民の声が反映されやすい構造であったが、さら に各種直接民主主義的制度が加わり、地域住民の声が 反映されるようになった。自治体の選択は、以前のよ うな国の監督によるものではなく、市民の監視や定期 的な選挙での審判で担保される。自治体も、コストパ





ヘルシンキ市サービスセンターの様子

Topics

フォーマンスを含めた行政効果に敏感になった。自治 体幹部職員には政治的任命も多く、議会任期内の速や かな成果が求められ、危機意識も高まった。フィンラ ンドは、市場化を包摂したウェルフェアミックスが進 んでいるのが特徴である。(萩野、2019) ヘルシンキ 市の職員は、遠隔介護導入によって、市民に質の高い 良いサービスを提供することのみならず、費用対効果、 市のコスト削減そして介護資源の効率的な配分に対す る意識が非常に高く、業務に主体的に取り組んでいる と、ヒアリングの際に実感した。

福祉サービスは、自由度と選択性の高い仕組みの中 で、個々のニーズに基づいて決定される。決められた 制度や基準により一律的に支援するかたちとは異な る。自治体の保健福祉の関係者がチームを組み、本人・ 家族との話し合いによって必要なサービスとその在り 方が決定される。近年では、福祉と医療の連携も強化 され、多職種連携かつ包括的なサポートをめざした動 きが加速している。(石井、2019)この一例としても、 ヘルシンキ市のサービスセンターにおける遠隔介護の 取り組みを挙げることができよう。

フィンランドにおける地方分権とフリーコミュー ン、そして自治体の行政システムという下地が、ヘル シンキ市の先進的な遠隔介護の導入を可能にしたとい えよう。

2. ヘルシンキ市における遠隔介 護提供の経緯

ヘルシンキ市は、高齢者の増加が見込まれる中、施 設ケアから在宅ケアへのシフトが求められている。し かし、介護員数が少なく介護資源が十分ではないため、 この問題の解決策として、テクノロジーを活用するこ とになった。

在宅の一部の高齢者には、介護員が訪問し、服薬管 理と健康状態の確認のみが行われていた。このような ケースには介入が必要であるが、限られた介護資源の 中で、日本の介護保険制度の基準でいう要支援者と軽 度の要介護者の訪問介護のために介護資源が掛かりす ぎていた。そして、当該ケースの利用者には遠隔介護 で対応することになった。要支援者と軽度の要介護者 に対する遠隔介護の導入により、限られた介護資源を 重度の要介護と認知症患者の利用者への訪問介護の対 応時間に割り当てることができるようになった。すな わち遠隔介護の導入により、限られた介護資源を必須 とするところに効率的に十分に配分することが可能と なった。

ヘルシンキ市は、高齢者、要支援者、要介護者、そ して認知症患者が在宅で介護を受け、安心して安全に 暮らせるためにテクノロジーを日常生活に取り入れて いる。

| 3. ヘルシンキ市サービスセン

サービスセンターはヘルシンキ市が運営している公 的なセンターである。そのため、サービスセンターの 目的は、営利ではなく、ヘルシンキ市民への良いサー ビスの提供である。本センターは、「マルチサービス」 と「電話・福祉サービス」の2部門から構成されている。

サービスセンターの従業員数は約1,600名、その内 訳は給食サービスで約1,400名、電話と福祉サービス で約200名である。

「マルチサービス」では、給食サービスと清掃サー ビスを提供している。保育園、学校、24の病院、デ イケアセンター、リハビリセンター、介護施設など 600カ所に、主に子供と高齢者に対して1日10万食を 提供している。

「電話・福祉サービス」が遠隔介護の担当部署である。

4. 遠隔介護の概要

ヘルシンキ市で提供されている遠隔介護のサービス には、市の区分によると「安心電話サービス」と「遠 隔介護」などがある。ヘルシンキ市は、安心電話サー ビスとビデオ通話を利用した遠隔介護を区分している が、安心電話サービスという見守りサービスも遠隔介 護の範疇に入るといえるであろう。ビデオ通話を活用 して、投薬管理、血糖値の管理、オンラインプログラ ムなどが行われている。

遠隔介護の利用者は、ヘルシンキ市の在宅介護サー ビスの利用者とヘルシンキ市営病院の患者である。

その他の提供サービスとして自動照明がある。

遠隔介護の利用者は、在宅介護サービスのケアプラ



ンに基づき遠隔介護のサービスが提供されている。

次に、ヘルシンキ市で提供されている遠隔介護サー ビスの内容について解説する。

(1)安心電話サービス

医療的に問題を抱える人、高齢者、要支援者、要介 護者、そして認知症患者などの利用者が、アラームボ タン付きのリストバンドを身に付ける。

アラームボタンが押された場合、コールセンターの 担当者は利用者と連絡をとり、問い合わせの内容につ いての対応や助言をし、さらに場合によっては看護師 を現場に訪問させるべきか、救急車を手配するべきか について確認をする。

最も多い問い合わせのケースは5分のコンタクト で、内容は服薬についてである。問題があれば電話で の対応時間は延長される。アラームボタンのみのタイ プの利用者は4,000人である。基本機能に加え、GPS の付いたスマートウォッチを利用している利用者は 160人である。

安心電話サービスのコンタクト数は月25万件であ る。安心電話サービスで利用者の状態を確認後、訪 間になるのは月1,000件である。アラームにより訪問 サービスを利用するケースは、一日平均40回である。 夜間のアラームが増える傾向にある。

安心電話サービスの利用料は1ヵ月54ユーロであ る。アラームボタンを押し、訪問サービスを利用した 場合は訪問1回につき40ユーロとなっている。救急 の場合、訪問サービスの利用時間の設定はない。緊急 時に備えて、全利用者4.000軒の家の玄関の鍵はサー ビスセンターで管理されている。

年金受給額1,500ユーロ以上の利用者は安心電話 サービスについては100%自己負担となっている。

今後、さらに GPS と運動量計付きのスマートウォッ チを導入予定である。なお、ヘルシンキ市サービスセ ンターについての映像(映像のアドレスは参考 URL に記載)では、GPSと電話機能付きの腕時計タイプが 紹介されている。

(2) ビデオ通話 (テレビ電話)

ビデオ通話とは、いわゆるテレビ電話である。タブ レットは、高齢者、さらに軽度の認知症の方でも簡単 に操作することができるものである。ビデオ通話は、

家族や友人と話す、栄養のことを専門家に相談する、 投薬管理(服薬の確認)、毎日の体調確認、体調不良 の場合の相談、オンライン食事会、オンラインでの運 動プログラムなどで活用されている。

ビデオ通話で対応する職員は、全員が看護師の資格 保有者である。ビデオ通話で対応する職員は、利用者 の介護サービス計画書、共有されている利用者の医療・ 介護情報、そしてどのようなサービスが提供されてい るのかについて、パソコンの画面で確認しながら、ビ デオ通話で利用者に助言と指導をしている。

ビデオ通話利用の理由の上位3位は、服薬指導(「服 用を忘れないでください | といった指導)、体調確認、 食事摂取量(「食事を摂ってください」といった指導)

ビデオ通話の利用時間は、5分、10分、15分、20 分に設定されている。ビデオ通話の通話時間別の対応 内容は、5分のケースで服薬確認、20分のケースで糖 尿病患者への対応が多い。

遠隔介護の利用者は850人である。遠隔介護には、 月2万5,000のコンタクトがある。

ビデオ通話により利用者の異変が確認され、訪問介 護となった場合の費用は1回の訪問につき45ユーロ である。

(3) 投薬管理

遠隔介護の導入前は、訪問介護で投薬管理をしてい たが、服薬確認のためだけに、訪問介護を行わねばな らず、介護資源の配分が効率的ではなかった。

現在は、投薬管理に服薬支援機器が利用されている。 ビデオ通話と服薬支援機器を活用することにより、実 際の訪問回数をかなり減らすことができた。

服薬支援機器から、服薬時間になると「薬を飲んで ください」と音声が流れ、一包化された1回分の薬が 自動的に出てくる。薬を受け取らないまま一定時間が 過ぎると、薬は服薬支援機器に吸収される。服薬せず、 服薬支援機器に薬が吸収された場合、自動的にサービ スセンターに通報される。利用者は服薬支援機器から 出てきた薬を服用後、ビデオ通話を利用し、コールセ ンターの看護師に服薬後の空の薬の袋を見せ、服薬の 確認をしてもらう。服薬支援機器には、一包化された 薬の2週間分を入れることができる。そのため、一包 化された薬を服薬支援機器に投入するための訪問は、

HEYDA Topics

2週間に1度である。薬局で一包化された薬を受け取 り、服薬支援機器に投入するだけである。自宅に住ん でいる高齢者は、薬局に行く必要もなく、正しい薬を 正しい時間に服用することができる。服薬支援機器に は、利用者の名前が登録してあり、他人の薬の袋を入 れると警報が鳴る仕組みとなっている。服薬支援機器 にトラブルがあった場合は、エラーが通知される。遠 隔で直せない場合は、訪問して修理する。

軽度な認知症患者に対しても、ビデオ通話と服薬支 援機器を利用した服薬管理と指導は対応可能であると のことであった。

認知症患者の中には、毎朝自分の部屋のテーブルの 上に当該機器があることに驚く利用者もいるが、機器 の音声の指示に従い、服薬してくれているという。

人材不足のため、介護現場では薬物の投与許可のな い人も働いている。薬物の投与許可のない人は訪問介 護時にタブレットを持参し、利用者に薬物を投与する 時にタブレットのビデオ通話を利用して、薬物の投与 許可を持っている人の監視下で投与している。

服薬支援機器を活用した取り組みは、1年間(2019 年度)の実験プロジェクトであったため、これからは 入札となる。

(4) 血糖値の管理

血糖値測定器を用いて自分で計測する。もし、血糖 値に問題があった場合、センターに連絡する。ビデオ 通話で血糖値についての相談をする。

(5) オンラインプログラム

ビデオ通話を利用したオンラインプログラムの利用 については、ほとんどの場合、介護員を通じて参加を 申し込む。利用者は介護員の薦めで利用している。介 護員がデジタルのカレンダーに入力し、プログラムの 選択などをする。利用者自身がオンラインプログラム について調べ、参加をするわけではない。

① オンライン食事会

6人の利用者がビデオ通話でつながり一緒に食事を する。利用者は食事を自分で温めて、ビデオ通話でつ ながりながら皆で食事をする。現在、1グループのみ であるが、利用希望者が多い。認知症患者の場合、一 人ではなかなか食べてくれないが、オンラインでつな がっていると、食事をきちんと摂ってくれるそうであ る。利用者の感想によると、皆で食べると美味しいら しい。オンライン食事会では、知り合い同士ではなく、 在宅介護を受けている人で、きちんと食事を食べてく れない人をグループのメンバーとしていた。

市がこのようなグループサービスを発案し、提案、 保健福祉サービスで対応させた。オンライン食事会の サービスの利用料の一部は自己負担となっている。

② オンライン・ソーシャルリハビリテーション

ビデオ通話を利用したソーシャルリハビリテーショ ンのグループもある。費用は無料となっている。

③ オンライン運動プログラム

デイセンターでは、高齢者のアクティビティをビデ オ通話で中継しており、高齢者はタブレットにアクセ スして在宅で運動する。

④ その他のオンラインプログラム

ビデオ通話を利用したオンラインプログラムには、 クイズ、歌う、神父の話を聞くなどのグループがある。

(6) 自動照明

ヘルシンキ市の日照時間は季節により異なる。日の 出の時刻は、6月初旬は4時頃、12月初旬は9時頃で ある。そのため、朝になると自動的に照明が点き、部 屋の明るさを自動調整する自動照明は、特に記憶障害 の人には便利で役立っている。

(7) AI による健康状態を予測するシステム(導入予定)

AI による健康状態を予測するシステムを導入予定 である。これは、「アポッティ (Apotti)」という新し いシステムである。

ヘルシンキ市は、アクティブエイジング、ポジティ ブヘルス、フレイルと言われる、高齢者を元気にする ような対策にも積極的に挑んでいる。

5. 遠隔介護の利用の手続き

利用者の遠隔介護の利用については、訪問介護サー ビス事業者が利用者に勧めて決定し、訪問介護サービ スの利用時に訪問介護サービス提供の事業者が申請する。ヘルシンキ市サービスセンターは、ヘルシンキ市の公的な組織であるため、市の窓口を通して申請して遠隔介護を利用する場合、公的なサービスとして提供される。なお、同様の遠隔介護のサービスは、ヘルシンキ市サービスセンターだけではなく、民間の事業者も提供している。

6.費用負担

フィンランドにおいては高齢者介護の費用は基本的に税金によって賄われ、利用者負担については所得に応じて自己負担率が設定されている。遠隔介護の利用者の負担額も、所得により負担率が異なるため、利用者により異なる。負担率は累進になっている。市が利用者の所得調査を行い、それに基き利用料が決定される。

遠隔介護については、年金が1ヵ月1,200ユーロ以下の場合は無料である。安心電話サービスについては、例えば年金が1ヵ月1,500ユーロの場合は100%自己負担となり、1ヵ月54ユーロを負担する。服薬支援機器はオプションとなっている。

民間のサービスを利用する場合は、利用者の所得とは関係なく、サービスの価格が決定している。民間は市よりも利用料が高い。民間のサービスを利用したい場合は、市はバウチャーを支給する。安心電話サービスの場合には1ヵ月54ユーロのバウチャーが支給される。民間は市の利用料よりも高いため、例えば、民間のサービス料が1ヵ月60ユーロの場合、54ユーロ(収入が低い場合のバウチャー分)を差し引いた1ヵ月6ユーロが自己負担となる。

安心電話サービスの利用者4,000人の半数は、 100%自己負担となっている。

7. 遠隔介護の利用状況

—遠隔介護では1ヵ月2万5,000のコンタクト—

安心電話サービスは、在宅介護1万人の40%に当たる4,000人が利用している。安心電話サービスのコンタクト数は1ヵ月25万件、安心電話サービスで利用

者の状態を確認後、訪問介護となるのは1ヵ月1,000 件である。

安心電話サービス、保健福祉サービスを利用した高齢者・障害者の送迎タクシーサービスの手配、市へのコンタクトへの手配などのコンタクトの合計が、1ヵ月25万回である。

遠隔介護の利用者は850人で、1ヵ月2万5,000回のコンタクトがある。遠隔介護だけの利用者もいれば、訪問介護サービスも利用するケースもある。遠隔介護には寝たきりの方で利用者はいないが、車椅子の利用者はいる。利用者は80~85歳が多い。利用者の年齢は5ヵ月の赤ちゃんから102歳までである。赤ちゃんについては、遠隔介護で、結核の予防接種を行ったケースである。遠隔介護の利用者のほとんどは高齢者であるが、移民で結核の治療のケースがあった。なお、このケースではフィンランドに入国したときには、結核だった。

8. 遠隔介護導入による介護費用 の削減効果

一約 12 億円と CO₂ の削減を達成一

訪問介護サービスの利用1回に対する市の負担は45 ユーロである。遠隔介護の場合は利用1回に対する市の負担は5ユーロである。1回45ユーロの訪問介護を 1回5ユーロの遠隔介護に替えることによる市の削減 費用、すなわち遠隔介護の導入により、訪問介護サー ビスの利用が削減されたことによる介護費用の削減額 は、ヘルシンキ市の社会保険、健康保険の経済管理サー ビスの算定によると、2019年においては990万ユー ロ(約12億円)であった。

さらに、遠隔介護により、訪問介護サービスのための車の利用が1,200km 分削減され、地球環境にも優しい成果をあげている。

9. フィンランドにおける他の自治体の遠隔介護の状況

一目治体間格差がある一

フィンランドでは、遠隔介護を行っている自治体は

HEYDA Topics

他にもあるが、ヘルシンキ市はその利用者数が圧倒的 に多い。ヘルシンキ市を視察し、これから遠隔介護を 導入しようとしている自治体は多い。

ヘルシンキ市では、遠隔介護は3Gにより可能となっ た。フィンランドで問題になっているのは、無線の整 備が整っていないため、利用が望ましい北の方で利用 が制限されてしまっていることである。なお、保健福 祉サービスの供給体制に自治体間格差が存在すること は、以前から指摘されている。

担当者曰く、「これらの取り組みはフィンランドで 開発された。モデルにする国はなく、自分たちで開発 した。世界中で、いろいろな所を見たり、情報を集め たりしている。プロジェクトは小グループの実験グ ループで始め、効果があれば拡大する。効果が無けれ ば、取り止める。」

ヘルシンキ市は遠隔介護において世界最先端の取り 組みをしており、ヘルシンキ市サービスセンターには 各国から視察団が訪問している。

10. 遠隔介護に対する現場の介護 職の意見

介護職には、「ちゃんとした介護とは、高齢者のと ころに行って介護することではないか」という意見の 人もいた。在宅介護では、遠隔介護に反対していた人 も多かったが、遠隔介護の導入によって、介護員の軽 度の要介護の利用者への訪問介護数が削減された分 を、重度の要介護利用者と認知症患者への対応時間に 当てることができるようになった。このことにより、 反対する人の考え方が変わった。

介護の内容が変化しただけで、雇用条件が変化した わけではないので労働組合も遠隔介護には反対してい ない。

11. 遠隔介護による高齢者雇用と 移民労働者

安心電話サービスのコールセンターは、4.000人の 安心電話サービスの利用者に対し24時間を3シフト で対応している。1つのシフトはスタッフ5人となっ ている。35人の正社員、75人のパートタイムが雇用 されている。1日に36人の看護師が、日中の2シフ

トは16人、夜間シフトは4人の態勢で従事している。 なお、パートタイムで、遠隔介護に従事する者もいる。 介護や看護の仕事の従事者は女性が多いが、コール センターの対応担当者は女性が多い。男性の看護師は、 救急車や忙しい病院で働いている。

看護師が高齢の場合でも、遠隔介護によりパソコン の前に座って仕事ができるようになった。遠隔介護に より、看護師の高齢者雇用が可能となり、雇用環境も 良くなった。遠隔介護のスタッフの最高齢は60歳以 上である。年金生活に入ってから4時間のパートタイ ムとして働く人もいる。

フィンランドには移民の介護職も多い。なお、介護 のために、移民や外国人を受け入れているわけではな い。介護員として働く移民も多いが、投薬許可のない 介護アシスタントとしても多くの移民が働いている。

12. ヘルシンキ市における今後の

遠隔介護ではビデオビジット(VideoVisit®)が 85%のシェアを誇るが、ヘルシンキ市では今回の入 札で、ビデオビジットからロバニエミに本社のある アーキテクツコネクツに変わった。

遠隔介護の利用者は、2019年に1,100人の利用者 を目指している。年300人の増加を目標としている。 利用者は高齢者のため、入院、施設に入所、死亡など で減少し、遠隔介護が継続できないケースもある。今 までの遠隔介護の利用者数は約2,500人である。

ヘルシンキ市は、アールト大学 (Aalto University) や民間会社と共同で遠隔介護の技術などについて研究 開発をしている。

なお、ヘルシンキ・ウーシマ地域医療圏 HUS は、 社会福祉とヘルスケアサービスの情報を一貫的に扱う ことができる情報システム「アポッティ」を導入予定 である。

新型コロナウイルス感染症流行により、サービスセ ンターの遠隔介護の各プロジェクトへの申し込みは増 加しており、今後、益々遠隔介護は必要とされるよう になっていくであろう。

おわりに

コロナ禍で日本における ICT の普及の遅れが露呈 することになったが、介護分野は最もその導入と活用 が進んでいない分野といえる。日本でも介護分野にお いて独自に ICT を活用した先進的なシステムを導入 し、現場での効率性と収益率のアップを追求している 介護施設や訪問介護サービスなどの大手の事業者はあ るが、それは資金力のある事業者であり、介護事業者 のほんの一部にすぎない。

本稿では、ヘルシンキ市の遠隔介護の導入状況につ いて取り上げたが、医療分野においても実験が行われ ている。例えば、保健センターで医師と介護員がペア を組む実験プロジェクトがある。介護員は、診察の際 に必要な器具を持っていく。往診に来ていない医師が、

介護員が採ったデータなどを見てオンラインで診察す る。医師の往診回数が減り、往診のための移動時間が 削減できた分をオンライン診療の時間に充てることが できる。

このように、ヘルシンキ市はテクノロジーを使って、 在宅の高齢者のサポートに尽力しており、様々な民間 企業とも協力しながら、遠隔介護を行っている。

日本においても2020年9月1日より改正医薬品医 療機器等法 (薬機法) が施行され、服薬期間中のフォ ローアップの義務化やオンライン服薬指導がスタート した。新型コロナウイルス感染症流行の対策により、 オンライン診療がはじまった。しかし、まだ遠隔介護 の導入には至っていない。日本に遠隔介護が導入され、 高齢者にフレイユ予防、認知症対策そして自立支援介 護がなされることが切に望まれる。









(撮影:森剛士氏)

参考URL

ヘルシンキ市サービスセンターについては、同センターが作成した英語によるセンターの取組みの紹介映像を You Tube で視聴することができる。 (https://www.youtube.com/watch?v=KfL2NCtP-fg) (最終閲覧日:2020年8月20日) ヘルシンキ市の公式 HP(https://www.hel.fi/helsinki/en/)(最終閲覧日:2020年8月20日)

参考文献

石井敏 (2019) 「フィンランド 第2章 福祉と建築」 (斉藤弥生・石黒暢 [編] 『新世界の社会福祉 第3巻 北欧』 旬報社) 山田眞知子(2010)「フィンランドの地方自治体とサービスの構造改革」2010 年 11 月比較地方自治研究会 財団法人自治体国際化協会 https://www.jlgc. org.uk/jp/research_archives/h22_02/(最終閲覧日:2020年8月20日) 萩野寛雄(2019)「フィンランド 第3章 地方自治」(斉藤弥生・石黒暢[編]『新世界の社会福祉 第3巻 北欧』旬報社)